

島本町教育委員会 会議録（令和2年第9回 定例会）

日 時	令和2年8月19日（水） 午前9時30分 ～ 午前10時20分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、藤田教育委員、西山教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）山田課長、佐々木参事 （子育て支援課）南田課長 （生涯学習課）浦上参事
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡教育委員、森田教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第10号報告 令和3年度使用小学校教科用図書採択の一部訂正の臨時代理について 第28号議案 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について 第29号議案 動産の買入れについて 第30号議案 動産の買入れについて 第31号議案 動産の買入れについて 第32号議案 動産の買入れについて 第33号議案 動産の買入れについて 第34号議案 動産の買入れについて 第35号議案 動産の買入れについて 第36号議案 動産の買入れについて 第37号議案 動産の買入れについて 第38号議案 動産の買入れについて 第39号議案 令和2年度教育費補正予算（案）について 第40号議案 事務局職員人事について
議 決 事 項	第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案 第33号議案、第34号議案、第35号議案、第36号議案、第37号議案 第38号議案、第39号議案、第40号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、高岡教育委員及び森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。

定数を満たしておりますので、令和2年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

議案に入ります前に、本日の議案につきまして、第29号議案から第37号議案の「動産の買入れについて」は、関連する議案でありますことから、一括議題とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第29号議案から第37号議案の「動産の買入れについて」は、関連する議案でありますことから、一括議題とします。

また、本日の議案につきまして、第40号議案「事務局職員人事について」を追加議案とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第40号議案「事務局職員人事について」を追加議案とします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田教育委員に決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、第10号報告「令和3年度使用小学校教科用図書採択の一部訂正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第10号報告「令和3年度使用小学校教科用図書採択の一部訂正の臨時代理について」ご報告いたします。

令和2年7月27日に開催した令和2年第8回教育委員会定例会議の第27号議案において、令和3年度使用小学校教科用図書の採択についてご審議いただき、原案どおりご可決いただいたところです。

当該議案については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定において、「義務教育諸学校において使用す

る教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間—四年間—毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」と規定されていることから、同規定に基づき、令和3年度においても、令和2年度と同じ教科用図書を使用するとの内容でございました。しかしながら、議案資料の図書一覧における算数の教科書において、会社名及び内容に誤りがあることが後日判明いたしました。一旦ご可決いただいた議案であるため、改めて議案として教育委員会議に付し、議決を頂く必要があることから、1週間以内に臨時の教育委員会議招集の日程調整を行いました。開催するに至りませんでした。よって、緊急やむを得ないときと判断し、教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき、令和3年度使用小学校教科用図書の採択について、正しい内容に修正した内容で、教育長の臨時代理とさせていただきますので、報告いたします。また、本来採択すべき学校図書株式会社及び本来採択すべき事業者ではなかったにもかかわらず、一旦次年度教科書として採択してしまった日本文教出版株式会社に対し、事情説明及び謝罪に関する文書を送付いたしました。教育委員の皆様にも、大変ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。今後は、このような事案が発生することのないよう再発防止策を講じ、適正な事務執行に努めてまいります。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

教育委員 異議なく可決し、見過ごしてしまったことに対し、私自身責任を感じています。その上で、この誤りをいつどのような経過で気付いたのか、さらには、誤りの原因は何であったのか、学校図書株式会社と日本文教出版株式会社に具体的にどういった報告、謝罪をされたのかを明らかにしてください。

教育推進課参事 訂正に気付いた時期でございますが、可決後に資料としてまとめる際に気付いたものです。原因としましては、学校図書株式会社は令和元年度まで使用していた算数の小学校教科用図書ということで、事務処理をした際に、データが上書きされていなかったためです。教科書会社には、お詫びの文書を送付させていただきました。

教育長 他にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第28号議案「令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

第28号議案「令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」、ご説明申しあげます。本報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されております。具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に、翌年度の町の教育に係る重点目標を定めており、この島本町教育・保育重点目標の項目ごとに点検・評価シートを作成し、具体的な取組状況を点検の上、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとなっておりますことから、学校教育関係は、昨年度に引き続き大阪成蹊大学の三村教授、生涯学習関係も昨年度に引き続き京都ノートルダム女子大学の岩崎教授から助言を頂いております。両名の学識経験者から保幼小中一貫教育の継続、英語教育の更なる充実、道徳教育の更なる充実、図書館の評価方法などの指摘・助言を頂きました。頂きました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。なお、助言を頂きました内容を踏まえ点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、今後、町ホームページでも公表する予定といたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 大変充実した内容になっていると思います。今後、公表されて皆様からご意見等ありましたら、また報告いただければと思います。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育長 それでは、第29号議案から第37号議案「動産の買入れについて」を一括議題とし、事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 第29号議案から第37号議案までは、本来であれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の予定価格700万円以上の動産の買入れに当たることから、議会の議決を要するところでしたが、知識の欠如により手続ができておりませんでした。島本町文書取扱規程により、契約に関する文書の保存期間が5年であることから、過去5年間分について全庁的に調査を行い、教育委員会としては、9件の事案があることが発覚いたしました。今回、それぞれの案件の契約締結日に遡って有効としたいため、9月定例会議に提出予定のものでございます。今後このようなことがないよう事務を進めていく所存でございます。申し訳ございませんでした。

一括で、第29号議案から第37号議案までご説明させていただきます。第29号議案は、町立中学校で使用するタブレット端末の購入で、買入れ金額1,706万4千円で、契約締結日は、令和元年8月9日でございます。

第30号議案は、町立小学校で使用する教師用指導書・教科書の購入で、買入れ金額1,137万7,914円で、契約締結日は、令和

2年3月18日でございます。

第31号議案は、小学校及び保育所で使用する給食用ガススチームコンベクションオーブンの購入で、買入れ金額915万8,400円で、契約締結日は、平成30年6月8日でございます。

第32号議案は、町立小学校で使用するプロジェクター、ロールスクリーン、書画カメラの購入で、買入れ金額1,317万8,419円で、契約締結日は、平成30年9月11日でございます。

第33号議案は、町立小学校で使用するタブレット等の購入で、買入れ金額1,715万9,999円で、契約締結日は、平成31年2月28日でございます。

第34号議案「動産の買入れについて」、ご説明申しあげます。町立小学校で使用する学校給食用食器洗浄機の購入で、買入れ金額2,127万6,000円で、契約締結日は、平成28年5月31日でございます。

第35号議案は、町立中学校で使用する給食用配膳容器の購入で、買入れ金額708万1,830円で、契約締結日は、平成27年10月30日でございます。

第36号議案は、町立中学校で使用する給食用食器・器具の購入で、買入れ金額993万3,516円で、契約締結日は、平成27年11月13日でございます。

第37号議案は、町立小学校で使用する教師用教科書・指導書の購入で、買入れ金額712万1,313円で、契約締結日は、平成27年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

5年間でこれだけの誤りがあったという報告ですが、おそらくそれ以前も同じような扱いがなされていたものと思います。大変由々しい問題だと思います。公金の使い道については、関係諸法規で厳しく規定されているにもかかわらず、何故こういったことが起こったのか、議会にどういった形で報告されて議決を求められるのか、教えてください。

さい。

次長兼教育総務課長 議会の議決に付すべき案件は、地方自治法及び条例で定められておりますが、今回、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得のうち、予定価格700万円以上の動産の買入れについて、全庁的に知識が欠如していたことにより、契約同意が必要な案件にもかかわらず、それができていなかったことが発覚いたしました。文書保存期間である5年間に遡り、全庁的に調べたところ、教育委員会では9件、他部局においても4件ございました。9月定例会において、担当部局において議案として提出し、契約を有効としていただけるよう説明させていただく予定です。

教育子ども部長 今回の件については、議員全員協議会を開催し、報告するとともに、報道提供をしております。全庁的に知識が欠如していたことは大きな問題でございますが、人事課においても職員のヒアリングを行い、処分も含めた対応を検討しております。9月定例会の冒頭において、町長から行政報告としてお詫びをさせていただいた後に、一つ一つ議案を審議いただく予定です。

教育委員 原因を厳しく究明いただきまして、二度と起こらないよう努めていただきたいと思っております。ただいま処分というお言葉がありましたが、けじめとして何か考えておられるのですか。

教育子ども部長 人事課で対応しておりますので、はっきりしたことは申しあげられません。正式な場でヒアリングを行っておりますので、今後、人事課として適切に判断されるものと思っております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 教育委員会でも真摯に対応いただければと思っております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育長 それでは、第38号議案「動産の買入れについて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 第38号議案「動産の買入れについて」ご説明申しあげます。町立小中学校で使用するタブレット端末の購入で、買入れ金額1億4,519万6,150円で、現在、8月18日付けで仮契約を締結しており、本契約締結日は9月の定例会の議決日の予定でございます。

購入に当たり、6社指名いたしました但、5社辞退されたため、入札が不調となったため、入札参加の意思のある株式会社内田洋行大阪支店と交渉しまして、随意契約を締結するものでございます。契約期間は、議会の議決日から令和3年3月31日までとなっております。これにより、児童生徒1人1台のタブレット等端末を整備することができることとなります。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 入札辞退と受取辞退の違いを教えてください。

次長兼教育総務課長 指名競争入札を行うに当たり、指名通知したところに書類の受取日時について事前にFAXいたしますが、その段階で辞退されたところが受取辞退、書類を受け取られた後に内容を精査され、入札を辞退されたところが入札辞退となります。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育長 それでは、第39号議案「令和2年度教育費補正予算（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第39号議案「令和2年度教育費補正予算（案）について」、ご説明申しあげます。本議案は、9月定例会議に提出予定のものでございます。

資料1ページをご覧ください。歳入でございます。款)国庫支出金、項)国庫補助金、目)教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金の学校保健特別対策事業費補助金の1,000万円の増額につきましては、段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、校長判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の再開を支援する経費を国が2分の1の補助を行うものでございます。その下の幼稚園費補助金の教育支援体制整備事業費交付金の42万円の減額は、既に国補助金として歳入措置としていたものを府支出金に組み替えるものでございます。その下の、款)府支出金、項)府補助金、目)教育費府補助金、教育総務費補助金のスクールサポートスタッフ配置事業費補助金の39万6千円の増額は、学校の臨時休業に伴い、子供たちの学習保障として夏季休業の短縮や土曜日授業を行うことにより増加する学級担任等の業務をサポートするスクールサポートスタッフを配置するための特定財源です。さらにその下の教育総務費補助金の学習支援員配置事業費補助金の71万3千円の増額は、学校の臨時休業に伴い、子供たちの学習保障として夏季休業の短縮や土曜日授業を行うため学級担任等の補助や学習指導員を配置するための特定財源です。その下の幼稚園費補助金の教育支援体制整備事業補助金の92万円の増額は、町立幼稚園の運営において保健衛生用品を購入し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための特定財源でございます。合計で1,160万9千円の増額をするものでございます。

次に、歳出でございます。教育費は、それぞれの目で記載のとおり総額で2,022万4千円でございます。詳細は、資料2ページの内訳説明書をご覧ください。小学校の学校管理費の消耗品費の167万5千円及びその下の備品購入費1,232万5千円及び中学校の学校

管理費の消耗品費の119万5千円及びその下の備品購入費480万5千円につきましては、段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため校長判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の再開を支援する経費として1校当たり児童生徒数によりますが、300万円から400万円を配当するものでございます。幼稚園費の消耗品費12万5千円及び備品購入費37万5千円は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液、空気清浄機等）の購入に要する経費でございます。その下の償還金、利子及び割引料1万4千円の増額は、令和元年度分施設等利用給付費負担金の実績確定に伴うものでございます。社会教育総務費の負担金、補助及び交付金12万5千円の減額、青少年費の印刷製本費5万8千円の減額、スポーツ推進費の負担金、補助及び交付金10万7千円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業の中止や活動縮小により減額するものでございます。総額で、2,022万4千円でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

新型コロナウイルス対策に係る消耗品等の必要状況について、各学校園所で、現在不足している物品があれば教えてください。今回の歳出予算の中で購入する物が分かっている場合は教えてください。

社会教育費の方で減額となっているものについては、次年度以降も減額されたままになるのでしょうか。

次長兼教育総務課長

小中学校費の消耗品費としましては、非接触型体温計やアルコール、ハンドソープなどの保健衛生用品や学習支援のための紙やトナー等を購入してまいります。備品としましては、一部の教室への空気清浄機、来客者用のスリッパ殺菌機、教員用のタブレット等を購入する予定です。現在の消耗品等の状況ですが、直近では不足している状況ではありませんが、例年以上に多く購入する必要があるとは聞いております。

子育て支援課長

幼稚園の備品及び消耗品費としましては、自動手指消毒機能付きの

発熱スクリーニング器、手洗いチェッカー、来園者向けのスリッパ殺菌機、アルコールや非接触型体温計などを購入する予定です。また、これまでの国補助金を活用し、保健衛生用品や空気清浄器の購入を進めてまいります。

不足状況については、小中学校と同様、現時点において著しく不足しているということはありません。

生涯学習課参事

今回の減額については、新型コロナウイルスの影響により減額に至ったものであり、本来は執行すべき予算でありますので、来年度当初予算において減額されるものではありません。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第40議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、第40号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第40号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長

[事務局職員人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異
議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
以上をもちまして、本日の議事は、全て終了いたしました。これを
もちまして、令和2年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。